

令和5年12月定例会議案概要

第93号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度越谷市一般会計補正予算（第5号）） 【行財政部財政課】

物価高騰対応重点支援給付金給付事業の執行に伴い、一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるもの

◇補正額：25億6,000万円

◇専決処分日：令和5年（2023年）11月20日

第94号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員石塚登志子氏の任期満了（令和6年（2024年）3月31日）に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの

《後任委員候補者》

氏名：石塚登志子（いしづか・としこ）

生年月日：昭和27年（1952年）1月2日

略歴：元春日部市立備後小学校長

人権擁護委員

第95号議案 越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について 【行財政部行政管理課】

(1) 個人番号を利用することができる市長が行う独自利用事務として、越谷市子ども医療費支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務を定めるもの

《令和6年10月1日から施行》

【利用する特定個人情報】 生活保護関係情報・国民健康保険給付関係情報等

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う条文整備を行うもの《行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行》

第96号議案 越谷市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

【行財政部行政管理課】

行政需要の高まりや喫緊の課題に対応するとともに、子育て世帯等への支援体制の充実、市立病院の経営改善、救急体制の強化等により、さらなる市民サービスの向上を図るべく、職員定数を変更するもの。令和6年4月1日から施行

	改正前	改正後	増減
市長	2,392人 (市立病院に勤務する職員616人)	2,423人 (市立病院に勤務する職員627人)	+31人 (+11人)
消防局	322人	331人	+9人
教育委員会	310人	312人	+2人

第 97 号議案 越谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 98 号議案 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 99 号議案 越谷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 100 号議案 越谷市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

期末手当に関する規定の整備を行うもの

(1) 令和 5 年 12 月期《公布の日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用》

改正前：100 分の 220 → 改正後：100 分の 230

* 本年 6 月期の期末手当支給割合（100 分の 220）と合わせ、本年度の年間支給割合を 100 分の 440 から 100 分の 450 とするもの

(2) 令和 6 年度以降《令和 6 年 4 月 1 日から施行》

6 月期の期末手当

改正前：100 分の 220 → 改正後：100 分の 225

12 月期の期末手当

改正前：100 分の 230 → 改正後：100 分の 225

* 令和 6 年度以降の年間支給割合を 100 分の 450 とするもの

第 101 号議案 越谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

一般職の国家公務員の給与の改正等に伴い、国に準じて職員の給与等を改正するもの

(1) 給料表の改定（行政職の平均改定率 + 1.4%）

《公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用》

(2) 期末・勤勉手当の支給割合の変更

① 令和 5 年 12 月期《公布の日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用》

期末手当 改正前：100 分の 120 → 改正後：100 分の 125

勤勉手当 改正前：100 分の 100 → 改正後：100 分の 105

* 本年 6 月期の期末・勤勉手当支給割合（100 分の 220）及び 12 月期の期末・勤勉手当支給割合（100 分の 230）と合わせ、本年度の期末・勤勉手当の年間支給割合を 100 分の 440 から 100 分の 450 とするもの

② 令和 6 年度以降《令和 6 年 4 月 1 日から施行》

6 月期

期末手当 改正前：100 分の 120 → 改正後：100 分の 122.5

勤勉手当 改正前：100 分の 100 → 改正後：100 分の 102.5

12 月期

期末手当 改正前：100 分の 125 → 改正後：100 分の 122.5

勤勉手当 改正前：100 分の 105 → 改正後：100 分の 102.5

* 令和 6 年度以降の期末・勤勉手当の年間支給割合を 100 分の 450 とするもの

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に係る改正《公布の日から施行》

① 手当の名称変更

改正前：新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

改正後：特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

② 条文整備

※附則において、越谷市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

改正内容：一般職の特定任期付職員の給料表等を同様に改めるもの

第102号議案 越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について 【総務部人事課】

新型コロナウイルス感染症防疫等業務手当を廃止するもの。公布の日から施行

第103号議案 越谷市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について 【総務部人事課】

地方自治法の一部が改正されることに伴い、パートタイム会計年度任用職員に対して支給する給与の種類のうち、「勤勉手当に相当する報酬」を「勤勉手当」に改めるもの。令和6年4月1日から施行

第104号議案 越谷市火災予防条例の一部を改正する条例制定について 【消防局予防課】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。令和6年1月1日から施行

(1) 蓄電池設備に係る基準の見直し

- ① 規制対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改めるもの
- ② 蓄電池容量が10キロワット時以下のもの等を規制対象外とするもの 等

(2) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し

固体燃料を用いた厨房設備（炭火焼き器）について、建築物等までの離隔距離を新たに定めるもの

第105号議案 裁判上の和解について 【消防局指令課】

損害賠償請求事件について、東京地方裁判所から和解勧告があったので、これに応じ、裁判上の和解をするもの

(1) 事件の概要

越谷市は、消防・救急デジタル無線整備工事を行うため、平成25年（2013年）4月22日から同年5月7日の間に一般競争入札を実施したところ、本件入札に関し、相手方ら（入札参加業者及び無線機器の製造販売業者）が共同して不法行為を行ったことにより不当に高い価格で契約を締結せざるを得なかったことから、これにより損害が生じたとして、相手方らに対し、損害賠償を求めたもの

(2) 和解の要旨

相手方沖電気工業株式会社（無線機器の製造販売業者）は、越谷市に対して、本件解決金として金1,650万円の支払義務があることを認め、令和6年（2024年）2月27日限り、越谷市の指定する口座に送金して支払う。

(3) 相手方

区分	会社名等
入札参加業者	株式会社 エクシオテック
	OKIクロステック株式会社
	東日本電信電話株式会社（契約受注者）
	株式会社 ミライト・ワン
製造販売業者	沖電気工業株式会社（独占禁止法の違反業者）

第106号議案 越谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【保健医療部国保年金課】

国民健康保険事業の安定した運営に資するため、国民健康保険税の課税額の改定等を行うもの

(1) 国民健康保険税の課税額の改定

《令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度分から適用》

		改定前	改定後
基礎課税分（医療分）	所得割	7.80%	7.50%
	均等割	29,000円	31,900円
後期高齢者支援金等分	所得割	2.45%	2.50%
	均等割	10,500円	11,500円
介護納付金分	所得割	2.20%	(変更なし)
	均等割	11,500円	12,000円

(2) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

《令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度分から適用》

- ① 基礎課税分（医療分） 650,000円（変更なし）
- ② 後期高齢者支援金等分 改正前：200,000円 → 改正後：220,000円
- ③ 介護納付金分 170,000円（変更なし）

第107号議案 損害賠償額を定め和解することについて

【市立病院事務部医事課】

交通事故に関し損害賠償額を定め、和解するもの

(1) 事故の概要

令和4年（2022年）6月15日午後0時28分頃、越谷市立病院事務部医事課職員が庁用車を運転し、越谷市東越谷十丁目105番地14地先市道交差点に進入した際、左方から直進してきた相手方の運転する原動機付自転車と接触し、相手方が負傷するとともに、双方の車両が損傷したもの

(2) 和解の要旨

越谷市は、本件交通事故の損害賠償金として金670万5,176円の支払義務があることを認め、令和6年（2024年）1月末日限り、相手方の指定する銀行口座に送金して支払う。

第108号議案 指定管理者の指定について（越谷市立老人福祉センターけやき荘・越谷市立老人福祉センターくすのき荘・越谷市立老人福祉センターゆりのき荘・越谷市立老人福祉センターひのき荘）【地域共生部地域共生推進課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- ① 老人福祉センターけやき荘（越谷市新川町二丁目55番地）
- ② 老人福祉センターくすのき荘（越谷市大字大杉655番地）
- ③ 老人福祉センターゆりのき荘（越谷市増林三丁目2番地2）
- ④ 老人福祉センターひのき荘（越谷市川柳町二丁目507番地1）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市越ヶ谷四丁目1番1号

名称：越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ

(3) 指定する期間

令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

第109号議案 越谷市空家等対策協議会条例及び越谷市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について 【都市整備部建築住宅課】

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、関係条例中で引用する条項等について改正を行うもの。公布の日から施行

(1) 越谷市空家等対策協議会条例関係

改正前：第7条第1項 → 改正後：第8条第1項

改正前：第6条第1項 → 改正後：第7条第1項

(2) 越谷市空家等の適正管理に関する条例関係

改正前：第14条第9項 → 改正後：第22条第9項

改正前：管理不全空家等審査会 → 改正後：特定空家等審査会

※附則において、越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

改正内容：「管理不全空家等審査会」の名称を「特定空家等審査会」に改めるもの

第110号議案 指定管理者の指定について（越谷総合公園） 【都市整備部公園緑地課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷総合公園（越谷市増林二丁目地内）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市増林二丁目33番地

名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社

(3) 指定する期間

令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

第111号議案 市道路線の廃止について 【建設部道路総務課】

終点変更2路線、延長81.00mを廃止するもの

第112号議案 市道路線の認定について 【建設部道路総務課】

主要地方道越谷流山線の一部が移管されることに伴うもの1路線、終点変更2路線、私道の寄附3路線、宅地造成に伴い帰属したもの4路線、主要地方道越谷野田線の一部が移管されることに伴うもの2路線、合計12路線、延長2,820.70mを認定するもの

第113号議案 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 【学校教育部学務課】

嘱託医師及び学校薬剤師の報酬の改定を行うもの。令和6年4月1日から施行

職名		改定前（年額）	改定後（年額）
嘱託医師	内科医	1校当たり134,600円に、 生徒数に170円を乗じて得た額を加えた額	1校当たり137,400円に、 生徒数に180円を乗じて得た額を加えた額
	眼・耳鼻科医	1校当たり58,400円に、 生徒数に100円を乗じて得た額を加えた額	1校当たり76,300円に、 生徒数に100円を乗じて得た額を加えた額
	学校歯科医	1校当たり126,800円に、 生徒数に150円を乗じて得た額を加えた額	1校当たり129,400円に、 生徒数に160円を乗じて得た額を加えた額
学校薬剤師		1校当たり127,700円	1校当たり130,400円

第 1 1 4 号議案 越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども施策推進課】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の一部が改正されたことに伴い、内閣府令に従い、条例中で引用する条項について改正を行うもの。公布の日から施行

改正前：同条第 1 1 項 → 改正後：同条第 1 0 項

第 1 1 5 号議案 越谷市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども福祉課】

医療費の支給範囲を拡大し、もってこどもの保健の増進を図るもの。令和 6 年 4 月 1 日から施行

【支給対象年齢の拡大】

改正前：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

改正後：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第 1 1 6 号議案 財産の取得について（越谷市立地域スポーツセンタースポーツ備品）

【教育総務部スポーツ振興課】

(1) 取得財産：越谷市立地域スポーツセンタースポーツ備品

- ① バレーボール備品
- ② バドミントン備品
- ③ 卓球備品
- ④ トランポリン備品
- ⑤ 共通備品

(2) 取得価格：3,085万5,000円

(3) 契約の相手方：カミサカスポーツ

第 1 1 7 号議案 財産の取得について（大型提示装置）

【学校教育部教育センター】

(1) 取得財産：大型提示装置 88台

(2) 取得価格：2,024万円

(3) 契約の相手方：富士電機ITソリューション株式会社

第 1 1 8 号議案 指定管理者の指定について（越谷コミュニティセンター）

【教育総務部生涯学習課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷コミュニティセンター（越谷市南越谷一丁目2876番地1）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市増林二丁目33番地

名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社

(3) 指定する期間

令和 6 年（2024年）4 月 1 日から令和 9 年（2027年）3 月 3 1 日まで

第119号議案 指定管理者の指定について（越谷市民プール）

【教育総務部スポーツ振興課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
越谷市民プール（越谷市増林三丁目2番地2）
- (2) 指定管理者に指定する団体
所在地：越谷市越ヶ谷四丁目1番1号
名 称：越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ
- (3) 指定する期間
令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

第120号議案から第124号議案まで

令和5年度越谷市一般会計補正予算（第6号）について ほか補正予算4件

【問合せ】総務部法務課

電 話 048-963-9130